

議案第43号

基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について

基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第5条及び第8条の規定に基づき、基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、11人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、3人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例による。

(基山町条例を廃止する条例の一部改正)

3 基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

第48条 基山町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年条例第3号）は、廃

止する。

(基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	年 額	371,100円	”
	副会長	年 額	316,800円	
	委員	年 額	287,700円	

」

を

「

農業委員会	会長	年 額	333,900円 (上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で町長が定める額を加算する。)	”
	副会長	年 額	285,100円 (上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で町長が定める額を加算する。)	
	委員	年 額	258,900円 (上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で町長が定める額を加算する。)	
	農地利用最適化推進員	年 額	258,900円 (上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で町長が定める額を加算する。)	

」

に改める。

(基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間においては、改正後の基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため及び関連例規を改正するため、基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を制定する必要がある。

平成28年12月13日原案可決